

知と実践の融合による次世代博士人材育成プログラム TU-SPRING 応募申請参考資料

2025年8月7日 改訂版

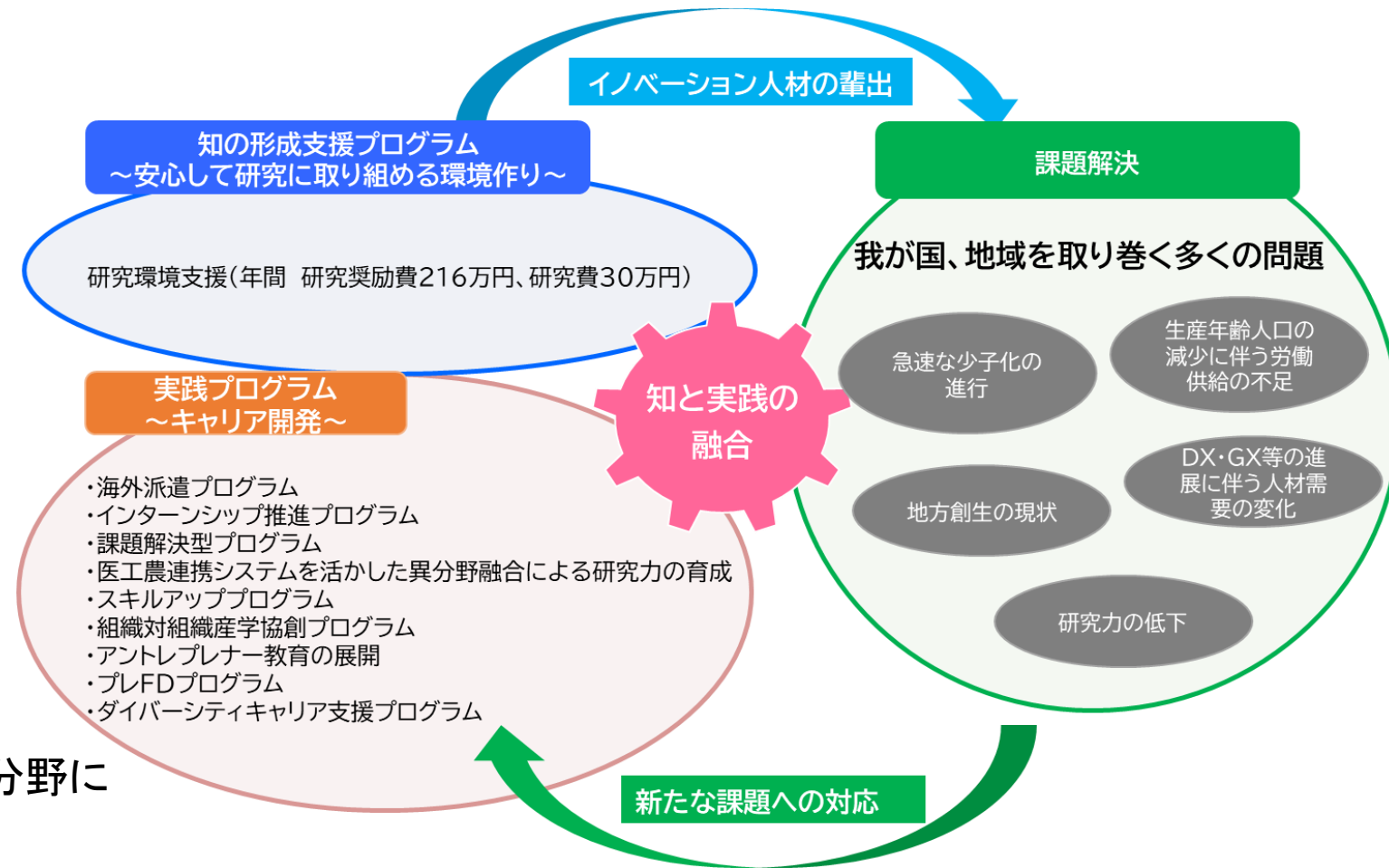
1. TU-SPRINGの概要

《知の形成支援プログラム》

- ・生活基盤に対する支援を行うことで研究に専念できる環境を整備
- ・研究費の配分により自由な発想による研究を継続して実施できる環境を整備

《実践プログラム》

- ・社会のニーズや変化を踏まえた実践的な博士課程教育システムを整備
- ・アカデミアだけでなく、産業界も含めた多様な分野に通用する博士人材を育成



知と実践の融合を加速させ、「深い専門知識によって課題を解決し、地域から国際社会まで多様なフィールドで活躍できる次世代博士人材」の輩出を目指す！

2. 募集概要

項 目	内 容
支援額	研究奨励費 216万円/年(月額18万円) 研究費 30万円/年
募集対象・人数	1年次～3年次(4年制博士課程の場合は4年次・各研究科若干名(募集要項参照))
支援期間	原則標準修業年限以内
応募資格	○令和7年10月1日時点で本学の博士課程に在籍する者(予定を含む) ○日本学術振興会の特別研究員として採用されていない者 ○生活費に係る十分な水準の奨学金を得ていない者(貸与型は除く) ※1 ※2 ○ // 給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていない者 ※1 ○国費外国人留学制度による支援、日本の独立行政法人等から奨学金等の支援を受ける留学生(JICA留学生等)又は本国から奨学金等の支援を受ける留学生でない者 ○支援期間を通じてTU-SPRINGが実施する事業に参加できる者

※1 生活費に係る十分な水準とは、**240万円/年を基準**とします。

※2 相手側機関において併給を不可としている可能性があるため、必ず確認を取って下さい。

3. 研究奨励費について

- 生活費相当額として月額18万円(年額216万円)を支給
- 研究奨励費は、毎月末日までに指定口座に振り込み※1
- 用途に制限はなく、振り込み後の経費使用の確認は行わない
- 原則、支給期間は標準修業年限以内に限り※2

(※1)留学生については、渡日後、翌月1日(1日渡日の場合は当日より)から支給開始

(※2)例えば、3年制の学生が標準修業年限にあたる3年間を経過しても博士後期課程を修了していない場合、累積支援期間が標準修業年限を超えていなくても支援対象外となる

4. 研究費について

- 年額30万円を予算配分
- 本学の公的研究費等として管理
- 指導教員のもと、本学の会計手続き・ルールに従い、研究計画に沿って支出

5. TU-SPRING学生の義務

- 本学が定める研究倫理教育の受講
- 年度ごとの研究進捗報告書(指定様式)の提出
- 指導教員とは異なる分野のメンターとの定期的な面談(年4回程度)
- 研究力向上・キャリア開発・育成に関する企画(実践プログラム)への参加
- ジョブ型研究インターンシップ推進協議会が運営するシステムへの登録
- 博士人材データベース(JGRAD)への登録
- データベース型研究者総覧(researchmap)への登録

(※)TU-SPRING学生には、指定された活動を行うこと等について誓約書の提出を求めます。

6. 実践プログラムについて

《必須(毎年度)》

- 医工農連携システムを活用した異分野融合による研究力の育成(メンター制度)
- スキルアッププログラム

《必須(支援期間中最低1度の参加)》

- 課題解決型プログラム
- アントレプレナー教育の展開
- ダイバーシティキャリア支援プログラム

《任意》

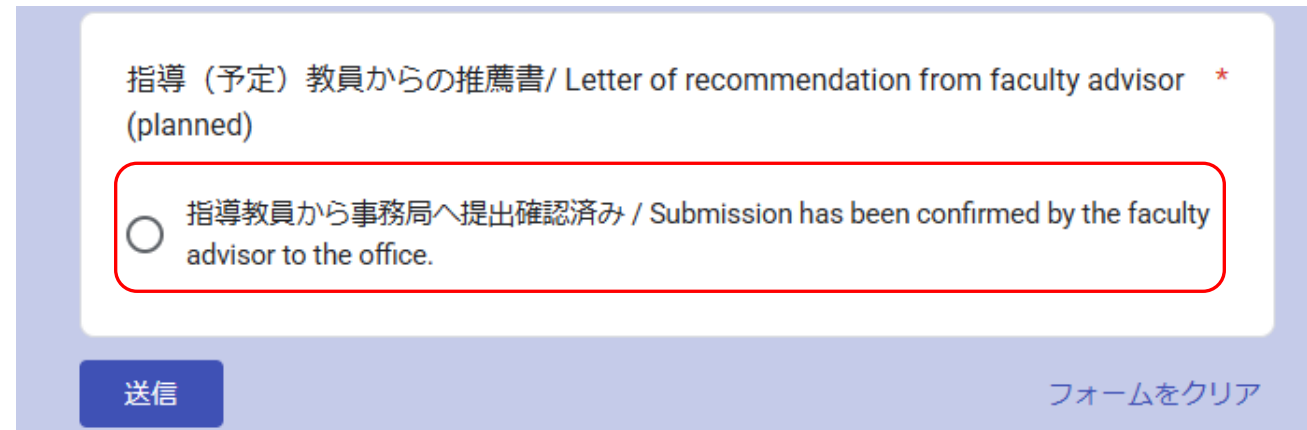
- 海外派遣プログラム(R8～)
- インターンシップ推進プログラム(R8～)
- 組織対組織産学協創プログラム
- プレFDプログラム

7. 申請手続き

- 申請書(様式1)⇒PDFで提出(全体を5頁以内で作成)
- 推薦書(様式2)⇒指導(予定)教員から直接、事務局へ提出(メール)

提出期限: 令和7年9月3日(水)17:00【期限厳守】

提出方法: 提出フォームより提出 (<https://forms.gle/2FN1iUvbkGZrNwJ96>)



- ★推薦書の提出を確認した後でなければ、申請書の提出はできません。(確認先: 指導(予定)教員)
- ★PDFのファイル名は必ず「氏名_申請書2025010」としてください。
- ★申請書は日本語もしくは英語で作成してください。

8. 選考方法等

- 書類審査及び面接審査（WEB）により選考
- 面接審査は令和7年9月中旬頃を予定
- 選考結果は令和7年9月末までに通知予定

9. 選考の観点

- (1)これまでの研究を主とした活動実績
- (2)研究の社会的な位置づけ
- (3)研究計画および今後のキャリアプランの妥当性
- (4)グローバルな視点を持つ科学技術・イノベーション創出を担う人材となるための抱負
- (5)留学生においては、将来の高度外国人材としての日本への定着・貢献への構想

10. 主な留意事項等

- 研究奨励費は税法上「雑所得」に該当するため、所得税が発生します。
TU-SPRING学生本人が確定申告を行う必要があります。
- 扶養義務者(親等)に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の取扱いについては、扶養義務者の勤務先等に確認してください。
- 本学との間に雇用関係はないため、各自で国民健康保険への加入手続きを行ってください。
- 留学生については、研究奨励費及び研究費の支給は、渡日後、翌月1日(1日渡日の場合は当日より)から開始となります。
- 給付型奨学金については、日本学生支援機構(JASSO)に併給の可否について確認を取ってください。(JASSO以外も相手側機関の確認必要)
- 令和5年度以降にJASSOの第一種奨学金として採用された学生は、「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れます。